

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
その翌日には、
のとき)

鳥取県告示第七百三十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による天神野地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域（昭和五十六年十月十五日現在の地番による。）

黒見字上谷田

黒見字上谷田のうち四六一の一の一部、四六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、黒見字下谷田四六一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに黒見字輪牛五五七の九

黒見字上谷田

黒見字輪牛のうち五五七の九以外の区域

黒見字下谷田のうち四六一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに黒見字上谷田四六一の一部、四六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

◆告示

誤

昭和五十六年六月鳥取県告示第五百四十九号中訂正

昭和五十六年一月鳥取県告示第二十二号中訂正

告示

◆告示

目次

字の区域の変更（二件）

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定（三件）

土地改良法による換地処分（二件）

鳥獣保護区の設定に係る公聴会の開催

保安林の指定の解除予定（四件）

土地区画整理組合の設立の認可

鳥取県営ライフル射撃場の使用料の徴収事務の委託

◆正

鳥取県告示第七百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による堀（福原）地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

同上の区域（昭和五十六年二月一日現在の地番による。）

大字福原字大坂
ノ下タ

大字福原字大坂
ノ上タ

大字福原字大坂ノ上へ
一部、八五の二の一部、九三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五の一、八五の二、八六及び八七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字福原字大坂平ラ二三一及び二三二と一体をなす国有地の一部

大字福原字大坂ノ上へのうち八一の一部、八三、八四の一部、八五の二の一部、九三の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに八五の一、八五の二、八六及び八七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字福原字屋敷二三一及び二三二と一体をなす国有地の一部

大字福原字大坂平ラのうち一〇六の二から一〇六の四まで
の三及び一六二の四並びに一五四と一体をなす国有地の一
部以外の区域

大字福原字越峯

大字福原字皆瀬 部	大字福原字大坂ノ上へ九三の二及びこれと一体をなす国有地、大字福原字皆瀬原の全域並びに大字福原字屋敷二一〇の一及び二一四から二一六までと一体をなす国有地の一 部
大字福原字山ノ 下タ	大字福原字山ノ下タのうち二三五の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六一及び二六二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福原字大坂ノ上へ八五の一、八五の二、八六及び八七と一体をなす国有地の一部、大字福原字中田二六九の一部、二八四〇合併の一部、二七一から二七三までの一部、二七四、二七五の一部、二七六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八七〇合併と一体をなす国有地の一部、大字福原字墓ノ前四五八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字福原字ツエヌケ四六〇の一部、四六一及びこれらと一体をなす国有地
大字福原字中田	大字福原字中田のうち二六九の一部、二七〇合併の一部、二七一から二七三までの一部、二七四、二七五から二七七までの一部、二七八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二八四〇合併及び二七八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福原字大坂ノ上へ八一の一部、八三、八四の一部、八五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字福原字山ノ下タ二三五の一部、二六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六一及び二六二と一体をなす国有地の一部並びに大字福原字中田平ラ二九四の六及び二九五の二
大字福原字越峯	大字福原字越峯のうち一六〇の三、一六〇の四、一六二の三及び一六二の四並びに一五四と一体をなす国有地の一 部以外の区域

大字福原字中田
平ヲ

大字福原字墓ノ

大字福原字中田平ラのうち二九四の六及び二九五の二以外の区域

大字福原字ツエヌケ	大字福原字ツエヌケのうち四六〇の一部、四六一及びこれより一部以外の区域、大字福原字碑峯一六〇の三、一六〇の四、一六二の三及び一六二の四並びに一五四と一体をなす国有地の一部並びに大字福原字墓ノ前四三〇の一部、四三二の一部、四五八の一部、四五九及びこれらと一体をなす国有地並びに二七八の一部、二七八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二七八の一部、二七八の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字福原字ツエヌケ四七〇と一体をなす国有地の一部並びに大字福原字廣道四七九の四
大字福原字廣道	大字福原字廣道のうち四七九の四以外の区域

鳥取県告示第七百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次とおり湖山町瀬土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中正夫 鳥取市湖山町南一丁目四七〇

船越友敬 湖山町西一丁目二〇二

星見昭蔵 湖山町西二丁目三四七

影井辰之助 湖山町北一丁目二二一

村上輝明 湖山町南一丁目五〇三

太田一寿 湖山町南五丁目四四五

前田健蔵 湖山町南一丁目二五四

橋本春彦 二〇一

山下末吉 八二一

田中正幸 一二七

船越作二郎 湖山町西一丁目二二一

中川吉太郎 湖山町南一丁目三八八

昭和五十七年四月一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 太田一寿 鳥取市湖山町南五丁目四四五

田中正夫 湖山町南一丁目四七〇

影井辰之助 湖山町北一丁目二二一

前田健蔵 湖山町南一丁目二五四

星見昭蔵 湖山町西二丁目三四七

船越友敬 湖山町西一丁目二〇二

村上輝明 湖山町南一丁目五〇三

三八九

監事 山下 末吉 八一

朽谷 英雄 湖山町南五丁目四六四

鷲見 勇 湖山町南二丁目九一七

船越作二郎 湖山町西一丁目二一一

昭和五十七年四月三日就任 任期二年

鳥取県告示第七百三十七号

昭和五十七年五月四日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（瀬地区

農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十七年七月二十八日から二十日間

縦覧に供する場所

鳥取市役所

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十八号

昭和五十七年六月十二日付けで北条町から申請のあつた土地改良（田井地区農業用用排水）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和五十七年七月二十八日から二十日間

縦覧に供する場所

鳥取市役所

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

いて準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年七月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る天神野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三 案件

鳥取県庁第二庁舎第二会議室

鳥取県告示第七百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、閔金町から同町が行う土地改良事業に係る堀（福原）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第七百四十二号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第四項において準用する同法第一条ノ四第五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第四十八条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一日時 昭和五十七年八月十八日 十三時三十分から

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一

鳥獣保護区を次のとおり設定することについて

名 称	位 置
扇ノ山鳥獣保護	岩美郡国府町大字雨滝並びに岩美郡岩美町大字洗井及び大字鳥越地内

鳥取県告示第七百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和五十七年七月二十七日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三一八九の七（次の図に示す部分に限る。）、三一八九の二四、三一八九の二六から三一八九の二八まで、字小栗三一八七の一二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所
東伯郡東伯町大字野井倉字一向平ル六八八の二三二一から六八八の二三四まで、字間谷二の一九一から二の一九五まで

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百四十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 三二一の八六
 二 保安林として指定された目的
 なだれの危険の防止

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 東伯郡東伯町大字大杉字市倉奥八〇一の九、八〇一の一〇、八〇一の

一三、八〇一の三三、八〇一の三四、八〇一の三七から八〇一の四四まで（以上一三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十六号

一 組合の名称
 烏取市卯垣滝山土地区画整理組合

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年七月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、鳥取市卯垣滝山土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年七月二十七日

三 施行地区
 烏取市卯垣字山川向、字キツトリ、字坂ノ谷ノ下、字ハザマ^R字下ハザマの各一部並びに滝山字向田通り、字首山下、字流田、字山川向及び字坂ノ谷の各一部

一 解除予定に係る保安林の所在場所
 八頭郡若桜町大字来見野字横住谷一三二一の八一、一三二二の八五、

四 事務所の所在地
 烏取県知事 平 林 鴻 三

